5号(ロ)-①・② 認定要件及び提出書類説明書

〈主な認定要件〉

- 1. 本店登記地(個人事業主の場合は事業所の所在地)が船橋市内であり、事業実態があること。…(ロ)-①・②
- 2. 指定業種を行っており、(1)最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2)最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3)最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。…(口)—①
- 3. 指定業種と非指定業種を行っている場合は、最近1か月における指定業種の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ(1)中小企業者全体と指定業種それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2)指定業種の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3)中小企業者全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。…(口)-②
- ※ 指定業種については、中小企業庁ホームページよりご確認ください。
- ※ 事業内容と指定業種の関係により、申請方法が2種類(①・②)に分かれます。

提出書類

]作山 [,
	1 認定申請書 (ロ)ー①・②のいずれかを選択 実印を押印してください。また必ず捨印も押印してください。
	2 添付書類(市指定様式)
	3 疎明資料(試算表、売上台帳、法人事業概況 等)
	①2添付書類(市指定様式)の積算根拠が確認できる資料
	②事業が属する業種ごと(細分類ベース)の最近 1 年間分の売上高が確認で きる資料
	疎明資料は積算根拠資料に記入した売上高を客観的に確認するために必要です。 例えば、月別売上高のみ記載したもの等、客観性に欠ける場合は認定できませんの でご注意ください。 資料の余白(複数ある場合は先頭のページのみで可)に「原本と相違ありません」 と記載のうえ、法人名(個人名)・代表者の記入、実印の押印をお願いします。
	[法人の方] 4 直近の決算書 決算書は審査終了後に返却いたします。
	[法人の方] 5 商業登記簿の写し(「履歴事項全部証明書」)
	[個人の方] 6 直近の確定申告書の写し(税務署受理印のあるもの)
	7 許認可証の写し 許認可・登録業種の場合
	8 事業内容が具体的にわかる資料 会社のパンフレットや商品カタログ、会社ホームページ等、業種や事業内容が 具体的にわかる資料があればご提出ください

船橋市役所経済部商工振興課 TEL: 047-436-2475 FAX: 047-436-2466

- ◆ 上記書類を船橋市役所4階商工振興窓口にご提出ください。郵送による申請又は受取り を希望する場合は郵送時確認票に必要事項を記入の上、上記書類と一緒にご提出くださ い。
- ◆ 提出書類の内容についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
- ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆ 保証協会の申込期限は発行日から30日以内です。

(イ) 売上庖敷年	創業者以外	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5- (イ) -①
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5- (イ)-②
	創業者 (業歴1年3	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5- (イ)-③
	が洒未減)	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5- (イ)④
(口) 原油高要件		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5- (口)-①
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5- (口) -②
(八) 利益率要件		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5- (ハ) -①
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5- (ハ) -②

セーフティネット5号認定 郵送時確認票

※以下を全て記入し、認定申請書類一式と一緒にご提出ください。

提出先:船橋市湊町2-10-25 船橋市商工振興課 経営労政係

(1) 申請者情報をご記入ください。

住所					
氏名 (名称及び代表者の職氏名)		(1)			
担当者名					
担当者連絡先					
(2) 認定書の受取り方法を選択し、以下に☑をご記入ください。 □窓口で受取る→認定書発行時にご連絡いたしますので、受取りにお越しください。 □郵送による受取りを希望する→以下に必要事項をご記入ください。※金融機関も可					
住所 ※アパート・マンション名まで ご記入ください。	〒 −				
氏名					
担当者名					
担当者連絡先					
(注) 坦出津粕に不備があった場		中事の			

(注)提出書類に不備があった場合、正しい書類がすべて市に届き、審査が完了した段階で認定書の 発行・郵送となりますので、窓口受け取りに比べてお時間を頂きます。